



西東京市子宮頸がん予防ワクチンキャッチアップ接種のご案内

子宮頸がん予防ワクチン予防接種は、平成25年4月に定期予防接種となった後、接種後にワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が特異的に見られたことから、積極的な案内をしないよう国から勧告がありました。

このたび、国において積極的な案内を差し控えている状態を終了させることが妥当と判断されたことを受け、西東京市では、積極的な案内の差控えにより接種機会を逃した方に対して公平な接種機会を確保する観点から、案内を差控えていた間に定期接種の対象であった方に対して、キャッチアップ接種を実施することとなりました。

実施期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日（3年間）

対象者 平成9年4月2日生まれ～平成18年4月1日生まれの女子

接種方法 実施指定医療機関での個別接種

※ほとんどの医療機関が予約制です。ワクチンの用意がない場合もありますので必ず事前にお問合せください。

持ち物 ①健康保険証等（本人確認できるもの）

②母子健康手帳等、過去の接種歴・ワクチンの種類を確認できるものをできるだけお持ちください。

※**予診票は医療機関にあります。**

回数・間隔 合計3回接種（接種間隔はワクチンによって異なります。）

※任意接種も含め、過去に1回又は2回のワクチン接種歴があり、長期にわたり接種を中断していた方は、初回からやり直すことなく、残りの回数を接種します。

※気になる症状が現れた場合、2回目以降の接種をやめることができます。

※新型コロナワクチンとの同時接種はできません。

※新型コロナワクチン接種と2週間以上の間隔（2週間後の同じ曜日以降）をあけてください。

○サーバリックス（2価）

< 1回目の接種から行う場合 >

1か月の間隔をあけて2回接種、1回目の接種から6か月の間隔をあけて1回接種

※この方法がとれない場合は、1か月以上の間隔をあけて2回接種、1回目の接種から5か月以上かつ2回目の接種から2か月半以上あけて1回接種

< 2回目の接種から行う場合 >

1回目の接種から1か月の間隔をあけて2回目を接種、1回目の接種から6か月の間隔をあけて3回目を接種

※この方法がとれない場合は、1回目の接種から1か月以上の間隔をあけて2回目の接種を行った後、1回目の接種から5か月以上、かつ2回目の接種から2か月半以上の間隔をあけて3回目を接種

< 3回目の接種のみを行う場合 >

上記の間隔を全て満たすことを確認の上、可能な限り速やかに接種

○ガーダシル（4価）

< 1回目の接種から行う場合 >

2か月の間隔をあけて2回接種、1回目の接種から6か月の間隔をあけて1回接種

※この方法がとれない場合は、1か月以上の間隔をあけて2回接種、2回目の接種から3か月以上の間隔をあけて1回接種

< 2回目の接種から行う場合 >

1回目の接種から2か月の間隔をあけて2回目を接種、1回目の接種から6か月の間隔をあけて3回目を接種

※この方法がとれない場合は、1回目の接種から1か月以上の間隔をあけて2回目の接種を行った後、2回目の接種から3か月以上の間隔をあけて3回目を接種

< 3回目の接種のみを行う場合 >

上記の間隔を全て満たすことを確認の上、可能な限り速やかに接種

【問合せ】健康課事業調整係 電話 042-438-4021
ファクス 042-422-7309

裏面も必ずお読みください。